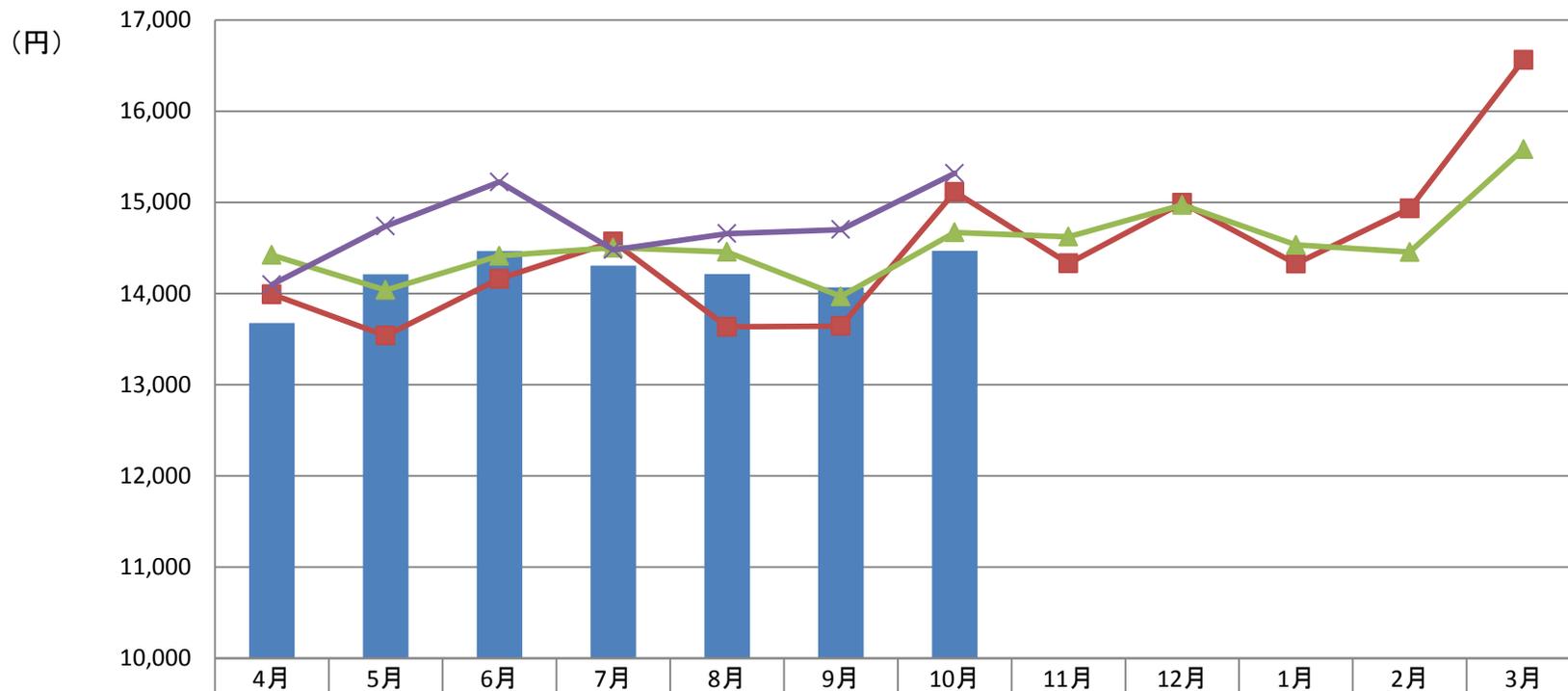


加入者一人当たり医療費の推移

【医療費】

医療機関等の窓口で負担する自己負担額と保険で負担する額を合算したのになります(10割分の額)。

(例)3割負担の方が医療機関等の窓口で3,000円支払った場合、医療費は10割負担で10,000円。

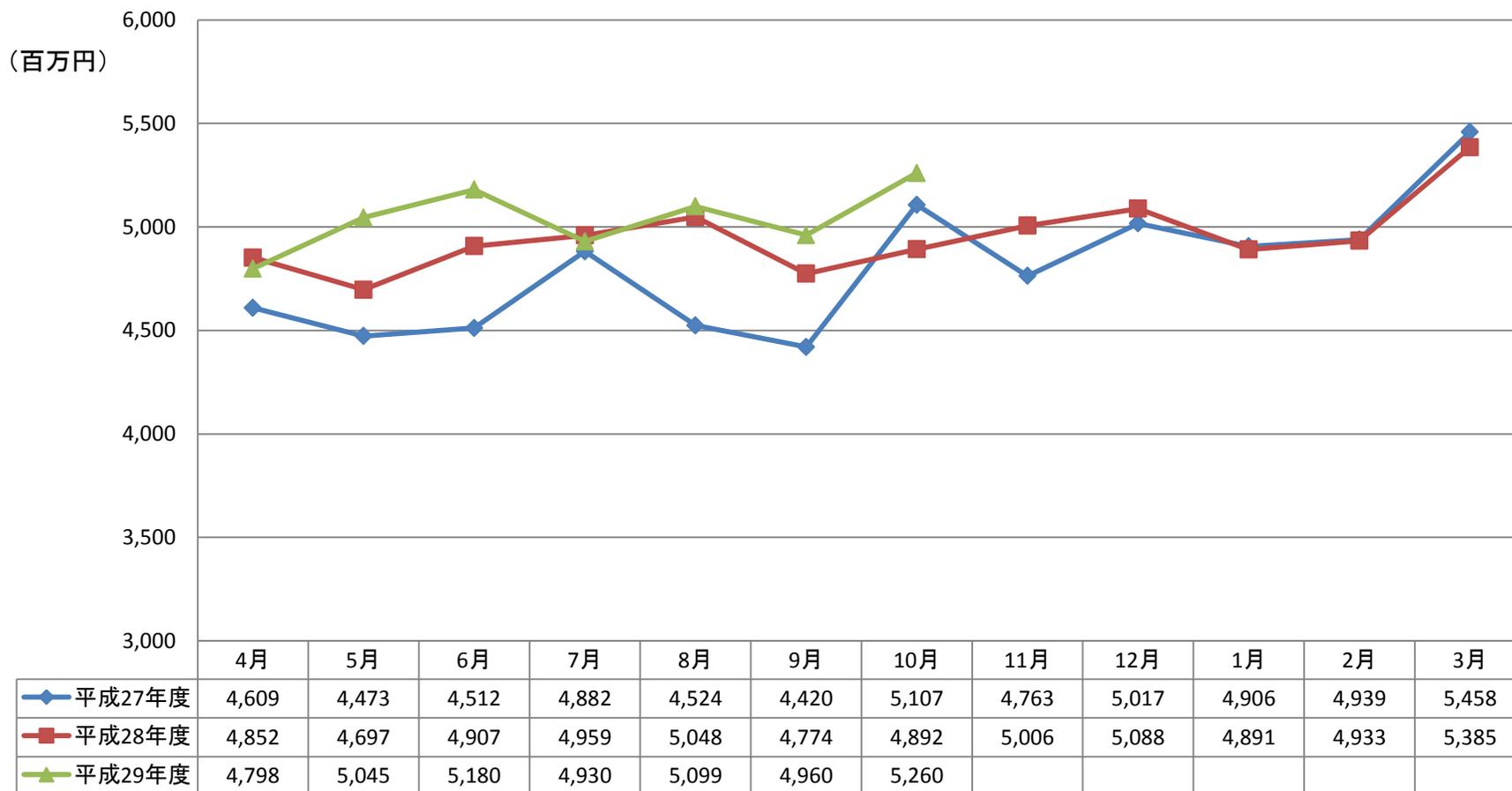


データ: 全国健康保険協会ホームページ統計情報より

保険給付額の推移

【保険給付額】

加入者の方が病気やケガをした際に保険者（協会けんぽなど保険制度を運営している組織）が支払う金額のことで、医療機関に支払う現物給付と、傷病手当金など加入者に支払う現金給付があります。

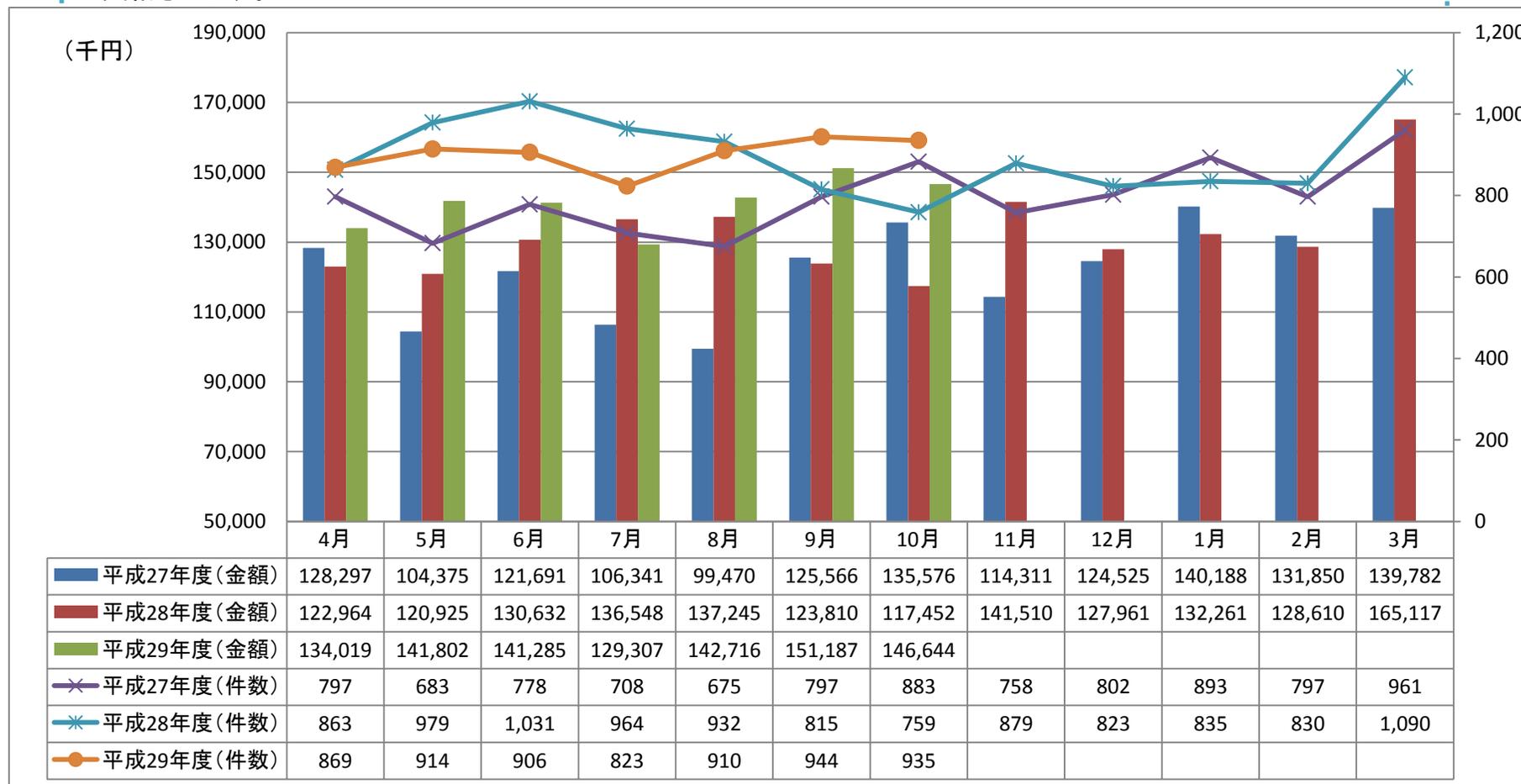


データ：全国健康保険協会ホームページ統計情報より

傷病手当金の推移

【傷病手当金】

業務外の病気やケガの治療のため仕事を4日以上休んで給料を受けられないとき、申請によって欠勤1日につき(支給開始日以前12ヶ月の各標準報酬月額を平均した額÷30日)の3分の2に相当する額が、支給開始日から1年6ヶ月の範囲で支給されます。

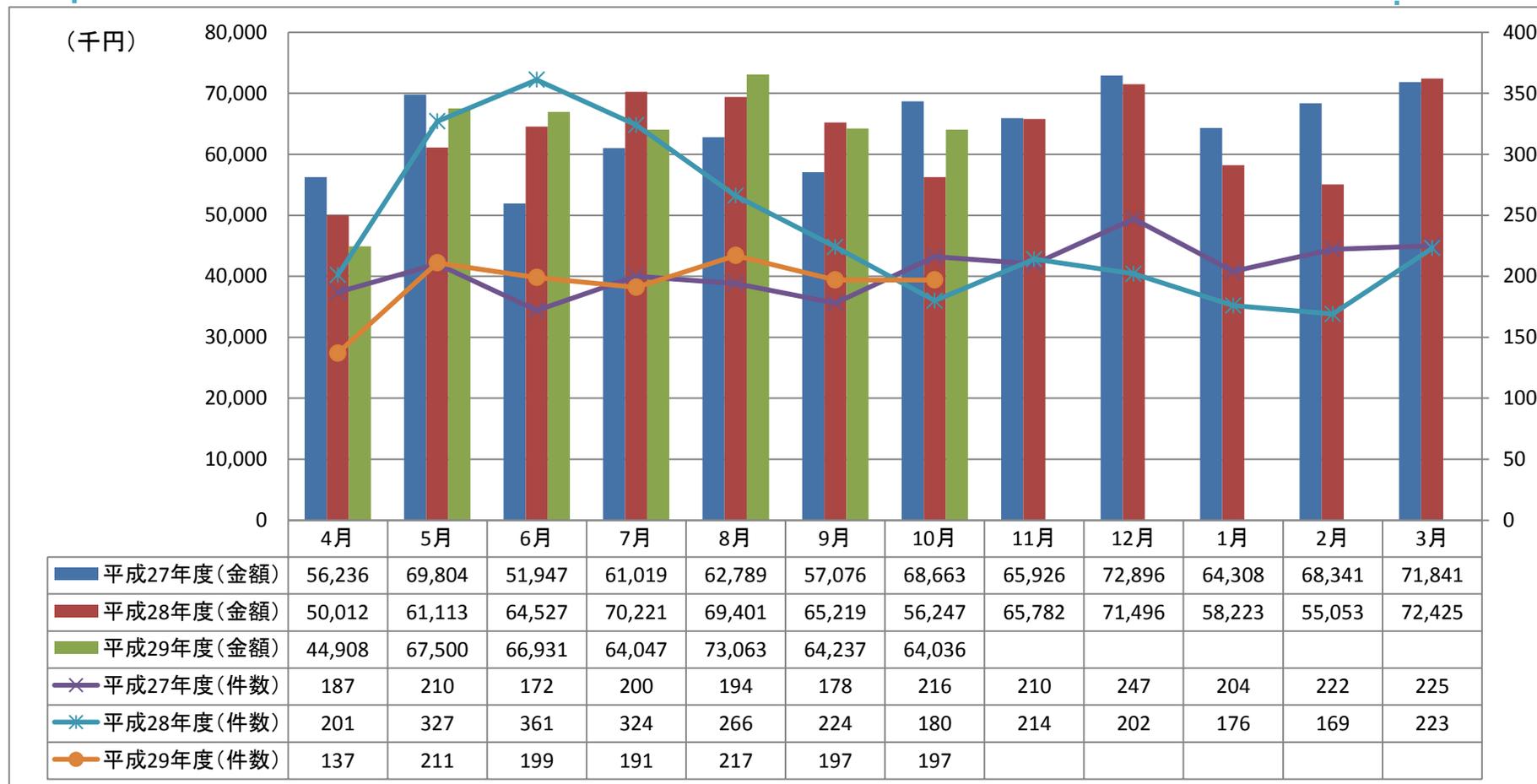


データ: 全国健康保険協会ホームページ統計情報より

出産手当金の推移

【出産手当金】

出産のために仕事を休んで給料を受けられないとき、申請によって欠勤1日につき(支給開始日以前12ヶ月の各標準報酬月額を平均した額÷30日)の3分の2に相当する額が、出産(予定)日以前42日(多胎妊娠は98日)から出産日後56日までの範囲で支給されます。

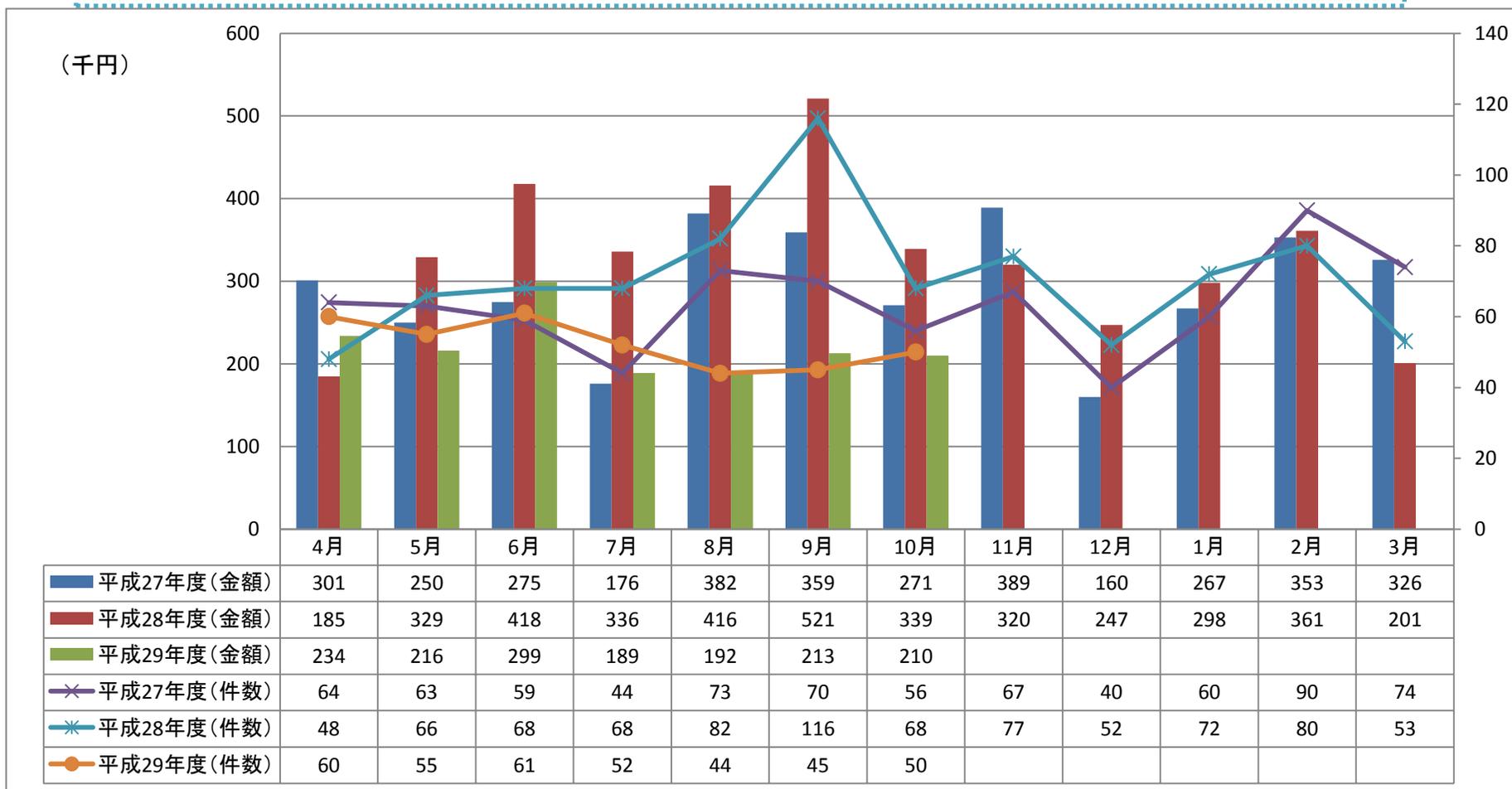


データ: 全国健康保険協会ホームページ統計情報より

療養費(はり・きゅう分)の推移

【療養費(はり・きゅう)】

医師による適当な治療手段がない場合と、慢性病であって医学的な見地から、はり師・きゅう師の施術を受けることを医師が認め、同意した場合に限り健康保険の対象になります。

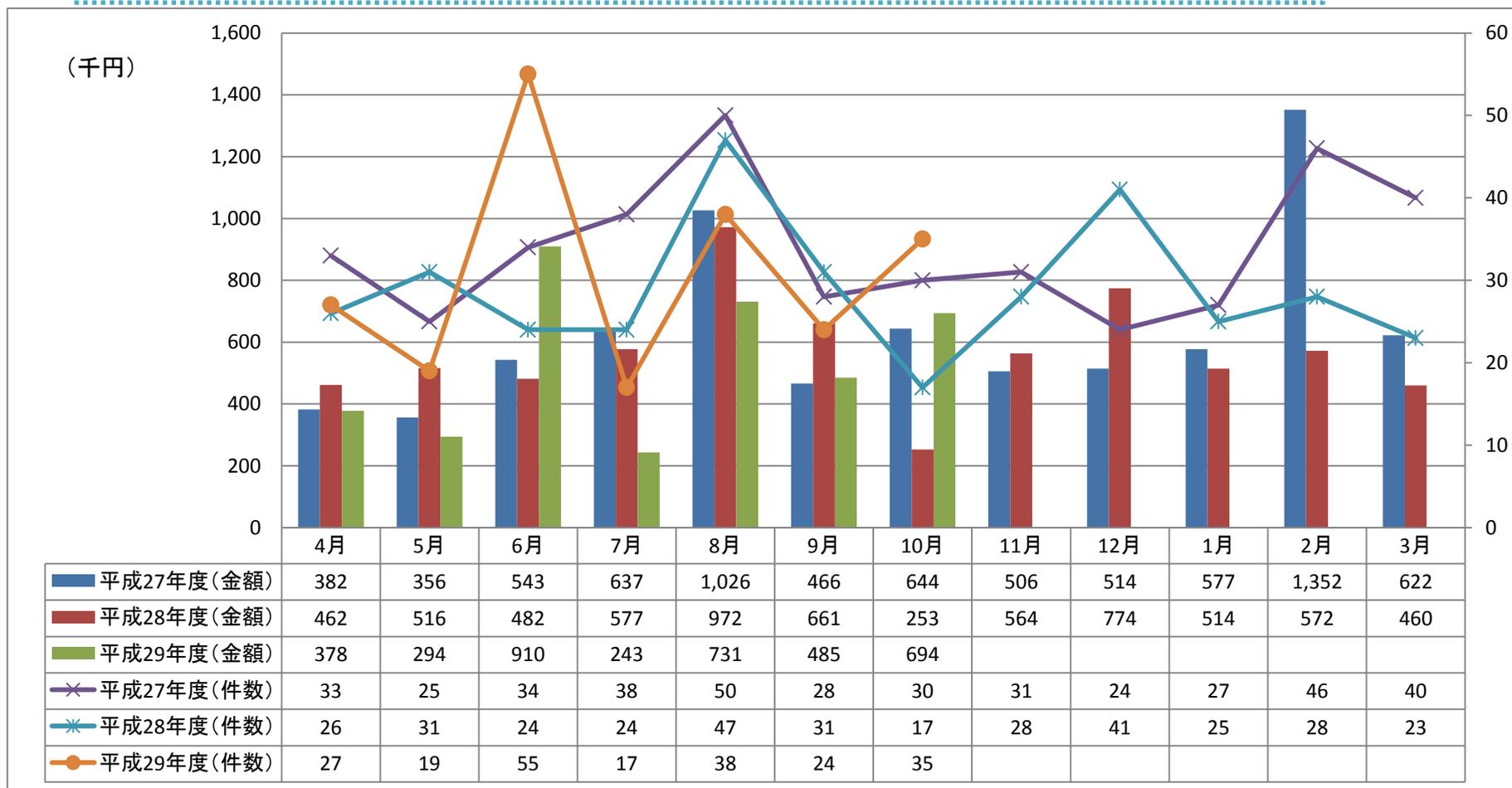


データ: 全国健康保険協会ホームページ統計情報より

療養費(あんまマッサージ)の推移

【療養費(あんまマッサージ)】

関節拘縮や筋麻痺など、関節が硬くて動きが悪かったり、筋肉が麻痺して自由に動けないなどの症状があり、医師が治療の必要を認め、同意した場合に限り健康保険の対象になります。

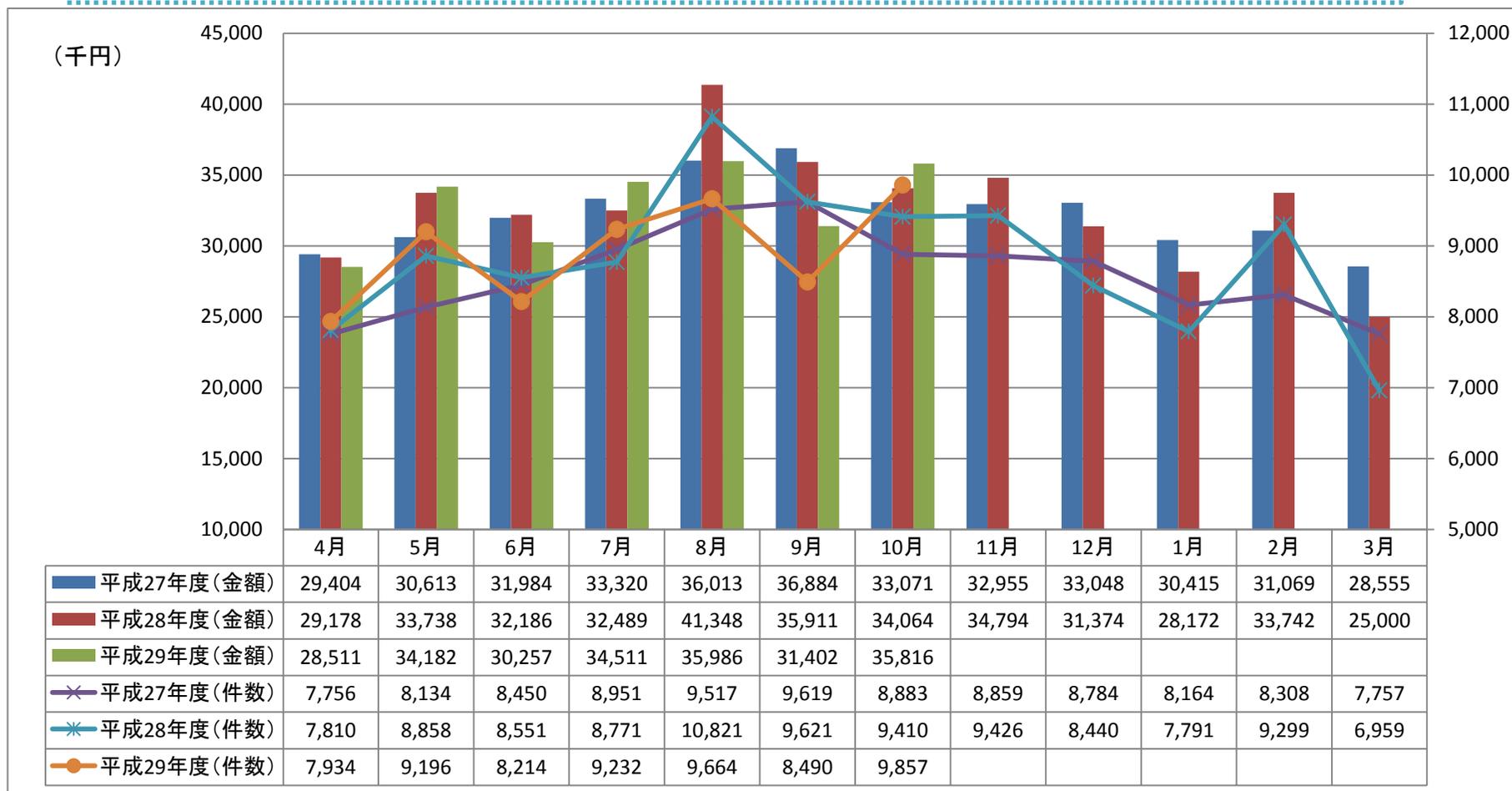


データ: 全国健康保険協会ホームページ統計情報より

療養費(柔道整復師分)の推移

【療養費(柔道整復師の施術)】

急性などの外傷性の打撲・捻挫・及び挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼で柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、健康保険から療養費としてその一部が支払われます。



データ: 全国健康保険協会ホームページ統計情報より